

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症に係る
飲食店等に対する要請等について**

兵庫県内で、感染力が強い「オミクロン株」の市中感染が確認されました。感染再拡大を防止するため、下記の通り飲食店等に対し、基本的な感染対策の徹底等について要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年12月30日(木)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容 [特措法第24条第9項等に基づく]

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)	左記以外の非認証店舗
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>短時間(2時間程度以内)での飲食の協力依頼(同一テーブル4人以内(※2)を推奨)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同一テーブル4人以内(※2)、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請</u> ・ <u>酒類提供(※3)の場合は、「一定の要件」(※4)を満たすことを要請</u> ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
感染対策の徹底を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・ <u>利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</u> ・ その他感染対策の徹底(※5) 	

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内（同居家族や介助者等を除く）

※3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※4 非認証店における酒類提供の場合は以下の「一定要件」の遵守

① アクリル板の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保) ② 手指消毒の徹底

③ 食事中以外のマスク着用の推奨 ④ 換気の徹底

⑤ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内（同居家族や介助者等を除く）

※5 ① 入場者の感染防止のための整理・誘導 ② 発熱等の症状のある者の入場の禁止

③ 手指の消毒設備の設置 ④ 事業を行う場所の消毒

⑤ 施設の換気

⑥ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

⑦ 業種別ガイドラインの遵守

5 その他

(1) マスク着用を呼びかけるポスター等

①ポスター用（A4 サイズ）

店内に掲示して活用してください。

②ポップ用（A6 サイズ）

メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。

- ・県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等（パーティション）の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑥ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑦ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



認証店に交付するステッカー

(3) ワクチン・検査パッケージ制度登録（＊新型コロナ対策適正店認証店舗）

今後、人数制限の要請を行った場合、本制度の活用により制限を緩和できます。

※ 感染が急拡大し、医療体制のひっ迫が見込まれる場合等は、ワクチン・検査パッケージを適用せず、強い行動制限を要請する場合があります。

〔登録方法〕

- ・「ワクチン・検査パッケージ制度適用事業者登録」事務局に登録申請書を提出
- ・申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録（制度登録ステッカーを交付）
- ・登録店舗は、県ホームページに公表



登録店に交付するステッカー

登録申請書URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>

問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 4 8 0 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆ワクチン・検査パッケージ制度適用事業者登録及び認証事務局コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ（飲食事業者に対する要請等）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設の感染対策徹底の要請等について

兵庫県内で、感染力が強い「オミクロン株」の市中感染が確認されました。
感染再拡大を防止するため、下記の通り感染対策の徹底等について要請します。

記

1 期 間 令和3年12月30日(木)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項等に基づく]

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別が「トライ」等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※1)の場合は、「一定の要件」^(※2)を満たすことを要請 <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、<u>同一テーブル4人以内を推奨</u>等)</p>

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] 集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] 博物館等 	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件^(※3)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合) 業種別が「トライ」等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※1)の場合は、「一定の要件」^(※2)を満たすことを要請 <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、<u>同一テーブル4人以内を推奨</u>等)</p>

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用^(※3)の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)

※3 イベント開催制限の要件

「イベント開催等における「感染防止安全計画」について(概要)」参照

区 分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容率50%のいずれか大きい方
収 容 率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 4 8 0 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

イベント開催等における「感染防止安全計画」について（概要）

1 趣旨

イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保する。

2 対象

参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベント

※「大声なし」の担保が前提

※緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては 5,000 人超のイベント

3 感染防止策の項目

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等

② 手洗、手指・施設消毒の徹底

こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等

③ 換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底

④ 来場者間の密集回避

入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施等

⑤ 飲食の制限

飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底等

⑥ 出演者等の感染防止策

有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底等

⑦ 参加者の把握・管理等

入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者の把握、直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起等

4 ワクチン・検査パッケージ制度の適用

感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたイベントについては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の下においても、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限を収容定員までとする。

その際、感染防止安全計画において、以下の2点を記載することとする。

- ・検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）
- ・「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

5 イベント開催後

- ・イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を県に提出する。
- ・問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合、イベント主催者等は、直ちに結果報告書を県に提出する。

6 その他

- ・感染防止安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管する。
- ・事前相談済のイベント（改めて感染防止安全計画を策定し人数上限を変更する場合は除く）については、感染防止安全計画の策定を求めないこととする。

オミクロン株最大限警戒！感染対策徹底を！

兵庫県内で、感染力が強い「オミクロン株」の市中感染が確認されました。インフルエンザの流行や人が集まる機会が増えるシーズンを迎え、感染拡大に最大限警戒し、マスクの着用、換気など感染対策の一層の徹底をお願いします。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・ **マスクの着用**（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、三密(密閉・密集・密接)の回避、人と人との距離確保、換気など日常生活での基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 外出時は、混雑している場所や時間を避けて、少人数での行動をお願いします。
- ・ 帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底してください。
- ・ 体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ、受診してください。
- ・ 感染不安を感じる方は、無料のPCR検査等を受けてください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・ 新年会、帰省に伴う同窓会など会食の機会が増えるシーズンです。会食は、同一テーブル4人以内、2時間程度以内とし、会話時はマスク着用を徹底してください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用はやめてください。
- ・ 多数利用施設では、入場整理、入場者のマスク着用、手指消毒設備の設置等の感染対策を徹底してください。
- ・ 発熱等の症状がある場合、帰省・旅行、イベントへの参加等は控えてください。

3 ワクチンの積極的な接種

- ・ 3回目のワクチン接種が順次始まっていきます。引き続き、多くの方々の積極的な接種をお願いします。
- ・ 接種後もマスクの着用、換気、手指消毒など基本的な感染対策を徹底してください。